

報告第12号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和3年9月3日提出

佐野市長 金子 裕

専決第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年7月9日に [REDACTED] で発生した車両損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和3年8月18日

佐野市長 金子 裕

- 1 損害賠償額 144,477円
- 2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

- 3 相手方の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

専決第7号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和3年7月9日(金)午後3時30分頃 場所 [REDACTED]
3 発生時の状況	市有自動車を駐車するため後退した際、右後方に駐車していた相手方車両の前方左側を損傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 144,477円
6 和解日	令和3年8月18日

7 略図

